

議案第73号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、指定介護予防サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」の次に「・第29条の2」を、「第40条」の次に「・第40条の2」を、「第45条」の次に「・第45条の2」を、「第50条」の次に「・第50条の2」を、「第67条」の次に「・第67条の2」を、「第129条」の次に「・第129条の2」を、「第137条」の次に「・第137条の2」を加える。

第1条中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第24条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第29条に見出しとして「(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)」を付し、第3章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第29条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条ただし書及び第36条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第40条に見出しとして「（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）」を付し、第4章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第40条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第42条第3項中「、指定居宅サービス等基準条例第42条第1項」の次に「及び同条第2項の規定に基づく規則」を加え、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第69号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成30年福岡市条例第18号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準（医師に係るものに限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第45条に見出しとして「（指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針）」を付し、第5章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第45条の2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第50条に見出しとして「（指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針）」を付し、第6章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第50条の2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第63条第3項中「第2項」を「同条第2項」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は介護医療院基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準（医師に係るものに限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第67条の見出しとして「（指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針）」を付し、第8章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第67条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第70条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第75条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「係る判断」の次に「、身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、「この条及び第97条において」を削り、同条に次の1項を加える。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第89条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第94条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第95条第1項第1号中「福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第18号)」を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び

第4号」を「前項第2号及び第3号」に改め、「あつては」の次に「、同項に定めるもののほか」を加える。

第96条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第97条に次の1項を加える。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第103条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第103条第2項中「第111条第1項に規定する設備」を「第111条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「それぞれ前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。

(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第108条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第113条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

第119条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第125条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第126条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第129条に見出しとして「（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）」を付し、第12章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第129条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第134条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条に見出しとして「（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）」を付し、第13章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第137条の2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項（改正後の条例第47条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第27条の4の2（改正後の条例第49条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例目次の改正規定（「第40

条」の次に「・第40条の2」を、「第45条」の次に「・第45条の2」を、「第50条」の次に「・第50条の2」を、「第67条」の次に「・第67条の2」を加える部分に限る。)、同条例第36条第1項ただし書及び第40条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第42条及び第45条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第50条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第63条及び第67条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第95条第1項第1号及び第5号の改正規定は、令和6年6月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例第75条第5項(同条例第85条、第86条の3及び第92条において準用する場合を含む。)及び第97条第5項(同条例第104条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。